

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 いわき都市圏総合都市交通推進協議会
住 所 福島県いわき市平字梅本 21
代表者氏名 齊藤 充弘

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 3 月 25 日付け国総地第 199 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 7 年 6 月 日

○ 変更箇所

- ・添付書類 地域公共交通計画別紙

第 17 回いわき都市圏総合都市交通推進協議会において、地域公共交通確保維持改善事業に係る計画変更について合意（予定）する旨の記載

- ・添付書類（表 1）計画運行回数

(1)いわき駅－鹿島 SC－イオンモール－小名浜（計画運行回数：6839 回⇒3419.5 回）

(2)いわき駅－鹿島 SC－イオンモール－館の腰（計画運行回数：968 回⇒484 回）

(3)いわき駅－常磐病院－館の腰（計画運行回数：2680 回⇒1340 回）

- ・添付書類（根拠資料）計画運行回数

○ 変更理由

計画運行回数の積算方法に誤りがあったことから、正しい回数に修正するもの

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
いわき市	新常磐交通(株)	(1) いわき駅－鹿島SC－オンモール-小名浜	いわき駅前	鹿島SC	小名浜車庫	183日	3419.5回	○		路線定期運行	①	JRいわき駅で補助対象 地域間幹線系統いわき 駅-富岡駅線と接続	
	新常磐交通(株)	(2) いわき駅－鹿島SC－オンモール-鹿の腰	いわき駅前	鹿島SC	館の腰	121日	484回	○		路線定期運行	①	JRいわき駅で補助対象 地域間幹線系統いわき 駅-富岡駅線と接続	
	新常磐交通(株)	(3) いわき駅－常磐病院－湯本駅	いわき駅前	常磐病院	湯本駅前	183日	1340回	○		路線定期運行	①	JRいわき駅で補助対象 地域間幹線系統いわき 駅-富岡駅線と接続	
		(4)				日	回						
		(5)				日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。